

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
造成等	造成等の工事 有 無	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
屋根	屋根の工事 有 無	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他()	その他の工事 有 無	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円(税込)

(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）